

【事実の概要】

1954年5月29日、スウェーデン政府はイタリアから輸入したナイロンストッキングについてダンピング防止税賦課のための調査開始を決定した。スウェーデン王室勅令(Decree)によると、請求価格が政府が決定する最低価格(基準価格)より低いときには、ダンピング防止税を徴収し、その後ダンピングの事実が立証されなかったときには、輸入業者は当該税額の還付を受けることができるというものであった。イタリア政府はこの勅令を問題にしようとしたが、締約国団が審理に入る前の同年10月15日に、スウェーデン政府はこの勅令を改め、基準価格より価格が高い製品についてはダンピング調査を開始できず、ダンピング防止税額の決定は通常の価額を基準にして決定するが、基準価格が正常価格よりも低いときに限って、基準価格によって算定するというシステムを採用した。イタリア政府は、改正後のダンピング防止システムであっても、以下の理由により、一般協定6条等に反し、一般協定によってイタリアに保証されている利益を侵害するものと主張した。

スウェーデンの勅令と一般協定の整合性について、イタリアのあげる主要な根拠は以下の通り。1) このシステムは、高い生産性をもつ業者が最恵国待遇下でもつ競争上の利益を奪い、これらの業者を差別する。2) このシステムが、輸出国市場における品質による価格の差異を無視するものであり、統一的な基準価格の設定及び種々の産品価格の平均化は一般協定6条に反する。3) 公式の基準価格制度は関税当局の決定に不当に影響し、通常価格に基づいてダンピング防止税額が決定されることによって輸出者に与えられる保護の実効性を奪うものである。4) 基準価格制度は、輸入産品にダンピングの如何にかかわらず最低価格を強制する結果となり、高い生産性をもつ輸出業者が関税の最恵国待遇下で享受するはずの保護を奪い、また一般協定によってイタリアが期待し得る競争条件を根本的に変えるものである。5) 関税当局はダンピングの事実をまったく立証することなく輸入を差し止められるのであり、立証責任を転換することになる。6) 勅令は、一般協定6条4項の要求する課税免除または還付の規定を欠く。この点についてはスウェーデン政府は6条に合致するように調整する用意がある旨を述べている。

イタリアの利益の侵害及び無効化についてのイタリアの議論は次の通り。1) ダンピン

グ防止税の調査開始決定以降、調査対象品目のストックングについては輸入業者が手続きの遅れと不確定性のために注文を控えており、これらの製品のイタリアからの輸入が減少してきている。2) ダumping及び税額の決定手続きの遅延が著しく、輸出国に損害が発生し、新勅令制定後もほとんど解決していない。3) スウェーデン政府は、ダumpingを立証することなく、ダumping防止税を課している。これに対してスウェーデン代表は、ダumpingの有無を決定するのは各国政府の権限であって、締約国団に審議の権限はないと反論した。

パネルおよび締約国団は下記のような決定・勧告を採択し、それを受けてスウェーデンは、問題となった勅令を撤回した⁽¹⁾。

【報告要旨】

〔スウェーデン勅令と一般協定1条1項及び6条の整合性〕

1. イタリアの1) の議論については、「一般協定第6条は、ダumpingの場合には輸入国が常にダumping防止税を徴収すること、またはすべての供給者を同じように扱うことを義務づけているのではなく、「輸入国は国内産業に重大な損害が発生するまたは少なくともそのおそれがあるときに限ってダumping防止税を課することができる」。
2. 「基準価格制度の適用によって、低コスト生産者の輸出製品の積送が遅れ、不確定性がますと同時に、調査の結果ダumpingが立証されなかったときには、このシステムは」差別的な効果をもつことになる。高コスト国の製品はたとえダumping価格であっても自由に輸入されるのであり、積送が遅らされる低コスト国との間には明らかに差別がある。
3. イタリアの2) の議論については、「基準価格が最低コスト生産者の実際の市場価格と同じ、または低いかぎり」一般協定6条との抵触は生じない。この条件が満たされれば、一般協定6条に反した形でのダumping防止税の徴収はありえないからである。
4. イタリアの3) の議論については、結論すべき証拠がないが、イタリア主張のように推定することは合理的である。しかし、輸出国の国内価格が基準価格がより低い場合には、決定的な要因はあくまで輸出国の国内価格である以上、勅令は一般協定に反しない。
5. イタリアの4) の議論については、ダumpingが立証されるときには、イタリアの言うようになるとは結論できない。ただし、ダumpingが立証されないときには、低コスト業者の利益を大きく損うおそれはある。
6. イタリアの5) の議論については、パネルはスウェーデンの国内法を判断する権限を

持たないが、一般協定 6 条は、特定の事実が立証されない限りダンピング防止税は賦課できない趣旨であり、問題にされたときには、課税国が立証すべきであるとするのが合理的であろう。

7. 一般的な結論は、「(a) 基準価額制は、最恵国待遇条項または 6 条……と抵触しない。(b) しかし、実行上は、システムの運用如何によっては容易にこれらの義務と抵触するおそれがある。」

〔一般協定上のイタリアの利益の侵害または無効化〕

1. イタリアのこの点の 2) の議論については、「パネルは、スウェーデン政府当局が、(控訴手続きは別にして) 20 日以内に決定するよう努めるべきであると勧告し」、スウェーデン代表はこの勧告を受け入れた。

2. イタリアの 3) の議論については、イタリアの主張するような形でダンピング防止税が賦課されているのであれば、イタリアは一般協定によって与えられた保護を奪われ、また利益の侵害を主張できる。ダンピング手続きに訴えた締約国の行為が問題にされれば、当該締約国は、締約国団に対して一般協定と整合的に権利を行使していることを示すのが期待されるのは合理的であろう。パネルがイタリアの利益侵害を決定するためには、イタリアの業者がダンピングを行ったかどうかを検討する必要がある。

3. もしスウェーデン当局が「輸出国における消費に向けられる同種の製品の通常の商取引における比較可能な価格」を見い出すことができないのであれば、一般協定は 6 条に規定されている他の 2 つ基準のいずれかを採用すればよく、スウェーデンは生産費による方法によった。しかし、生産費等の算定額がスウェーデン、イタリア間で食い違っている以上、スウェーデン政府の代表者が守秘義務を負う形でイタリアの輸出業者の帳簿を調査するという方法が最適である。この方法によれば両当事者は容易に適正な通常価額に合意できると思われるし、不一致が残る場合にはイタリア政府は再度締約国団に付託することも自由である。

4. パネルは、スウェーデンのダンピング防止手続きを促進し、イタリアの輸出取引への悪影響を最小限のものにし、基準価額制度の運用を改善し、またイタリア政府の異議を減少されることを目的として、以下の勧告を行う。

〔勧告〕

「ナイロンストッキングへのダンピング防止課税に関するスウェーデン勅令とイタリア輸出への適用状況に関するイタリアの苦情を検討して、締約国団は、パネル報告とその中に含まれる提案を了承し、下記のとおり勧告する。」

(a) 「遅延およびイタリアのナイロンストッキングのスウェーデンへの輸出への他の障害を最小限にするように、スウェーデン政府が上記勅令の運用を改善すること。」

(b) 「イタリア政府とスウェーデン政府は、二国の政府が異なる見解を有する事実に関する諸論点を明確にして、スウェーデン政府による調査を促進するために必要な取り決めを行うこと。」

(c) 「当事者は、10会期の締約国団または会期間委員会が適当な行動がとれるように、これらの機関に報告すること。」

【解説】

1. 本件はパネルによって紛争解決を行った初期のケースの1つである。一般協定23条の紛争解決についてパネル設置を行ったのは第7会期(1952年)が初めてで5件についてパネルが設置され、第8会期(1953年)には例がなく、第9会期(1954年)に本件を含む2件についてパネルが設置された。本件は、パネルのすべての構成員が初めて個人名で指名された点——従来は所属国名で指名された——で、ガットの紛争解決手続き史上の意味を持つ⁽²⁾。

ダンピングは、一般協定が発効した後も、それを規定する6条が概括的な条項であったために、しばしば問題にされたが、一般協定23条の紛争解決手続きにのったものは比較的数量が少なく、本件を含めて4件しかない。

2. 本件でダンピングについて争点となったのは、基準価格制度と実際のダンピングの有無である。

基準価格制度については、本件では、1)ダンピング防止課税の賦課基準、2)ダンピングの調査開始手続き、3)ダンピング防止税の税額算定根拠の観点から問題にされた。

パネルは、基準価格が最低コストの生産者の市場価格以下でなければならないということを条件として(なお、スウェーデンはこの条件を満たしているとする)、1)については、一般協定が供給者の平等取扱を要求していないとして、また3)についても問題がないとしたが、2)については、基準価格以下の産品がダンピングと証明されないときは、

その供給者に対する差別取扱に該るとしており、結論は若干曖昧であるが、本件の基準価格制は違法と判断したとみてよい。

供給者の平等取扱については、パネルは適法と解したが、14会期に設置された「ダンピング防止税及び相殺関税」専門家グループは、その報告書の中で、「1以上の輸入源から同じ程度のダンピングがあり、それが同じ程度に重大な損害を引き起こす、またはそのおそれがある場合には、輸入国は、通常すべてのダンピング産品から等しくダンピング防止税を徴収することが期待されるべきである」⁽³⁾とし、供給者に一定の平等取扱が要求されることを明らかにした。さらに1967年の「関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」(ADコード)は、「ダンピング防止税は、すべての輸入源からの産品の輸入……であって、ダンピングされ、かつ、損害を与えていると認定された産品につき、それぞれの場合について適正な額を無差別に徴収する」(8条b項、現コード2項)と規定し、政府当局が一定の産品についてダンピング防止税を課すと決定するときには、産品間の平等取扱が厳しく要求されることになった。したがって、供給者の平等取扱に関する本件の判断は、ケースが異なる場合のみにしか妥当しないと言うべきであろう。

基準価格制度自体についても、先の「ダンピング防止税及び相殺関税」専門家グループ報告書が、調査開始手続きの観点から取り上げた。報告書は採用に消極的な態度を示し、現行法上許されるためには、「(a)基準価格は、いずれかの供給国における最も低い正常な価格より低い、または少なくとも等しい」、「(b)内国の輸入者または外国の輸出者は、すべての場合に、その産品が基準価格以下で販売されている場合にも、その産品をダンピング価格で販売していないことを示す機会を持つ」、「(c)この制度を利用する政府は、いずれかの供給国における最も低い正常な価格の変動に基づいて、適宜基準価格を改定する」のすべての条件を満たすことが必要とした⁽⁴⁾。これは調査開始手続きとして基準価格制を採用することを条件つきながら認めたものと解釈できる。

ADコードは、ダンピング防止税額算定根拠及び調査開始手続きの観点から、基準価格制が取り上げ、「ダンピング防止税の額は、……基準価格とこれを下回る輸出価格との差額に等しい額とし、また、この基準価格は、正常な競争条件の下にある供給国における最も低い正常な価格を超えるものであってはならない。既に定められている基準価格を下回って販売されている産品に関しては、利害関係を有する者からの要請があり、かつ、その要請が適正な証拠によって裏付けられている場合には、個々の事案について、ダンピング防止のための調査が新たに行われるもの(shall)と了解される。」(ADコード8条d

項、現コード4項)とした。本項によって、基準価格制下では、基準価格以上の製品についてはダンピング調査を開始してはいけないことが求められたと解釈すれば、基準価格制がダンピング調査開始手続きにおいて意味をもつと考えることができる。しかしこのような解釈はおそらく採れないであろうから、本項は、基準価格制をダンピング防止税の算定根拠としてのみ使用すべきであると言っているに等しいと考えるべきである。

この点は、1981年のダンピング防止委員会の了解⁽⁵⁾においてさらに明確になる。これは基準価格制度がダンピング認定が行われた後の「ダンピング防止税の算定及び徴収を容易にするための手段としてのみ意図されたものであることについて意見の一致を見……ダンピング調査やダンピング防止税の賦課・徴収の基礎を定めるものではないと結論した」。

このようにその後の経緯に鑑みると、本件で示された基準価格の要件は踏襲されるが、調査開始手続き上の意味については若干揺れながらも最終的には否定され、ダンピング防止税賦課の根拠としての役割も否定され、結局ダンピング防止税額の簡易算定手続きとしての意味のみが残った。しかし、現実には基準価格制が用いられているのは、調査開始を自動的に開始するモニタリング制度においてであり⁽⁶⁾、その意味では、基準価格制は法的には否定されたも同様といってよい。

3. ダンピングの事実の有無については、やや不明確であることは拭えないが、パネルにおいて、ダンピング防止税賦課国に立証責任があり、パネルがその適否を判断しうるとしてと解してよいと思われる。しかし最終的には、パネルは、解決のための手続きを勧告するにとどめた。本件の結論が曖昧と評されるゆえんである⁽⁷⁾。

〈注〉

(1) Kenneth W. Dam, The GATT (1970), p. 173, n. 13.

(2) Robert E. Hudec, The GATT Legal System and World Diplomacy (second edition) (1990), p. 90.

(3) BSID, 9th Supp. (1961), p. 198.

(4) Ibid., pp. 194-195.

(5) BSID, 28th Supp. (1961), p. 52.

(6) Edmond McGovern, International Trade Regulation (second edition) (1986), p. 500.

(7) Dam, op. cit., p. 173.

(小寺 彰)